

市長所信表明（令和 8 年 3 月）

おはようございます。

本日、令和 8 年 3 月吉野川市議会定例会を本日、招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「南海トラフ地震に向けた訓練」について申し上げます。

去る 2 月 4 日、県は独自の新たな南海トラフ地震の被害想定を公表し、本市の被害想定は 2013 年 7 月に公表した前回想定と比べて大幅に減少しており、これには様々な要因もございますが、これまでの本市の防災・減災の取り組みの成果でもあり、引き続き取り組みを推進して参ります。一方で、南海トラフ地震は今後 30 年以内に発生する確率が高いことから、災害時における早期の復旧・復興に向けた対策が急務であり、本市における災害対応力の向上を図るため、去る 1 月 20 日に多くの防災関係機関にご参加いただき、「災害対策本部図上訓練」を実施いたしました。

今後は、この訓練で得た成果を地域防災計画や各種防災マニュアルに反映し、本市の災害対応体制の確立を図り、南海トラフ地震や台風など、様々な大規模災害に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対策本部の強化と災害対応能力の向上に努めて参ります。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

「令和 8 年度当初予算案」について申し上げます。

令和 8 年度当初予算案は、ごみ処理施設の完成をひとつの区切りとして、本市が持続可能な発展を続けるため、人口規模に見合った予算規模を意識しながら、公共施設の長寿命化対策や自然災害に対応した防災・減災対策の強化、少子化対策などに的確に対応するために、EBPM・証拠に基づく政策立案、実質的な効果の検証も行いながら、限りある財源を適正かつ効果的に配分し編成したところでございます。

その中で、昨年12月に成立した国の補正予算に伴い、令和8年度に予定しておりました「学校屋内運動場空調設備等整備事業」や「鴨島地区中学校統合校舎改修事業」などの国庫補助事業を3月補正予算に前倒しすることができ、令和8年度と一体的に編成した結果、令和8年度一般会計予算の総額は207億5,000万円、対前年度比で6億1,500万円減、率にして2.9パーセントの減となりました。

新年度においても、私の2期目のマニフェストに掲げた施策を着実に継続するとともに、地域の社会課題解決や本市の魅力向上に向け、若い世代の定住促進、創業・企業支援や企業誘致等に取り組み、人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりに資する事業を計上したほか、子育て・教育の満足度向上の更なる充実を図って参ります。

今後、事務事業の更なる見直しを含め、行財政改革を着実に進めながら、持続可能な市政運営を実現するため、鋭意取り組んで参りますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「こども・子育て支援」について申し上げます。

近年、家族構成や生活スタイルの変化が急速に進む中、子育て環境における多様な課題が浮き彫りとなっています。本市の未来を担う子どもたちと、保護者の皆様が安心して暮らせる環境を整えることが極めて重要であり、本市における「こども・子育て支援」の充実に向け、子育て世代を力強くサポートするため様々な取り組みを進めて参ります。

まず、「子どもはぐくみ医療費助成事業（完全無償化）」についてでございます。

令和6年度から徳島県の制度拡大により、子どもはぐくみ医療費助成事業の対象年齢が18歳までに拡大され、入院にかかる医療費の自己負担が廃止となりました。

これにより本市の18歳までの医療費自己負担は、通院にかかる医療費、一医療機関あたり月額600円のみとなり、この一部負担を廃止し、子どもはぐくみ医療の完全無償化を求める声を数多くいただいております。

これを受けまして、「第3期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、令和10年度までに「子どもはぐくみ医療費助成事業」を完全無償化をすることに目標に掲げたところですが、現在の物価高騰に鑑みまして、本年10月診療分の医療費から600円の自己負担金を廃止して完全無償化を開始いたします。

これにより、経済状況に関わらず子どもが必要な医療を速やかに受けられる環境が更に整い、こどもの権利擁護と福祉向上に寄与するものと考えています。

「こどもはぐくみ医療費」の完全無償化は、「こどもDoまんなか会議」の意見反映事業でもあり、引き続きこどもをまんなかに据えた行政を推進して参ります。

次に、「公立認定こども園ICT化事業」についてでございます。

本市の公立こども園において、現在、保護者の皆様への連絡手段は電話や「園だより」などの紙媒体が中心となっており、連絡体制や保育教諭の事務負担が課題となっています。

これらの課題を解決するため、公立こども園にICTシステムを導入し、欠席連絡をアプリで送信できる「登降園管理機能」や、園と保護者相互の連絡機能の向上が図られる「連絡帳機能」などを活用することにより、保護者の皆様の利便性向上と、保育業務の効率化を進めて参ります。

次に、「こどもの居場所づくり事業」についてでございます。

本市は令和5年4月の「こども基本法」施行を契機として「こどもまんなかプロジェクト」に取り組んでおり、「こどもDoまんなか会議」などを通してこどもの意見等を聴取し、市政への反映に努めているところでございます。

「こどもDoまんなか会議」では、家でも学校でもない「第三の居場所」への期待が年々高まっており、この度、新たな安心して過

ごすことのできる「こどもの意見反映事業」として、日本フネン市民プラザ内に小・中・高校生を対象とした「自習室」と1階ギャラリースペースやエントランスを開放することといたしました。

まずは、小学校等の夏休み及び冬休み期間の計49日間を実証実験期間として10時から20時までの1日10時間の管理を施設の指定管理者に運営していただきます。

こども達が自由に自習できる環境を増やすことで施設の利便性向上を図り、勉強を通じた「こどもの居場所づくり」により、子育て・教育の満足度向上を図って参ります。

次に、「学校給食費無償化事業」についてでございます。

本市では本年2月分及び3月分の小中学校の給食費について、国の交付金を活用し、無償としたところでございますが、近年の物価高騰に鑑み、子育て世代の経済的負担の軽減対策として、令和8年度においても、国の「小学校給食費無償化」に加え、中学校の給食費についても引き続き無償といたします。

また、アレルギー等のやむを得ない理由により、弁当などを準備している児童生徒や吉野川市立以外の小中学校に在籍し、給食費を負担してる児童生徒の保護者に対する給食費相当額の補助金についても継続して実施いたします。

学校給食は、単なる昼食ではなく、成長期にある子どもたちの健康を支え、健全な心身の成長を促す教育の一環であります。給食費の無償化により、すべての子どもたちが等しく安心して学校生活を送れる環境整備の一助になればと考えているところでございます。

次に、「教育環境の充実」について申し上げます。

教育は未来を担う子どもたちの成長に欠かせないものであり、市の未来を担う子どもたちに対して質の高い教育環境を提供することが重要であり、社会全体の持続可能な発展に直結するものと考えております。

まず、「学校施設トイレ洋式化改修事業」でございます。

学校施設のトイレ洋式化につきましては、これまでの整備により、一定の成果をあげているところでございますが、私の2期目のマニフェストに掲げております「公共施設、避難所トイレの洋式化」を加速化させるため、整備予定のトイレについて、一括して洋式化を進めることといたします。

次に、「学校屋内運動場空調整備事業」でございます。

近年の記録的猛暑が続く状況において、学校の屋内運動場への空調整備は、喫緊の課題であり、加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応として、避難所の環境整備が重要視されております。

そこで、市内すべての小中学校の屋内運動場へ空調設備を順次整備することとし、令和8年度については、鴨島第一中学校及び川島中学校の整備工事を行うとともに、令和9年度に工事予定の鴨島東中学校及び山川中学校の実施設計を行います。

これらの整備により、児童生徒に対する教育環境の向上とともに、災害時における避難所の機能強化が図れるものと考えております。

次に、「中学校統合に係る事業」について申し上げます。

令和9年4月に予定している鴨島東中学校と鴨島第一中学校の統合に当たり、統合後に不足すると見込まれる教室を確保するため、空き教室の改修を行うとともに、生徒たちの新しい学習環境の向上を図るため、照明のLED化、天井・内壁及びロッカー等の改修を行います。

また、新しい校歌や校章の製作、学校名の変更に伴う各種調整などについても遅滞なく進め、生徒たちの新しい学校生活が順調にスタートできるよう、引き続き入念な準備に努めて参ります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「高齢化時代に向けての取り組み」について申し上げます。

少子高齢化が進む中、市民の約40%が65歳以上という状況であり、

今後さらに高齢者の増加が見込まれます。こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して暮らせる環境を整えるため、認知症の早期発見、診断、予防など認知症予防の支援を推進して参ります。

まず、「高齢者補聴器購入費助成事業」についてでございます。

本事業につきましてはかねてより議員各位よりご要望をいただいております。耳の聞こえが悪くなると日常生活に不便を感じるほか、周りとのコミュニケーションが取りづらくなります。本事業では、加齢による聴力低下により、日常生活に支障のある高齢者の方が補聴器を購入する際、その費用の一部を助成いたします。

65歳以上で聴力に不安がある方は、耳鼻咽喉科で検査を受け、両耳の聴力が40～70デシベル未満と診断された場合が補助対象となりますので、補聴器が必要とされる方は、長寿いきがい課へご相談ください。

次に、「認知症予防啓発事業」についてでございます。

高齢化社会で急務とされる、認知症予防対策として、認知症を「自分ごと」として捉えるための啓発事業を実施いたします。

本事業はタブレット端末を活用し、ゲーム感覚で認知機能のチェックとトレーニングを行うことで、認知機能の維持・向上を目指して参りますので、今後、市の介護予防教室などで高齢者の方が体験できるよう準備を進めて参ります。

次に、「物価高騰対策」について申し上げます。

物価高騰により厳しい状況にある「ひとり親家庭」を支援するため、県と連携し昨年につき、「ひとり親家庭等生活支援給付金事業」としてこども一人につき2万円を支給いたします。

事業スキームについては昨年度と同様とし、児童一人につき2万円の給付を、5月を目途にプッシュ型給付を行います。

今後におきましても、国・県の動向を注視し、本市の状況に即した物価高騰対策を講じて参ります。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「地域おこし協力隊事業」について申し上げます。

現在、本市においては12名の隊員が観光やスポーツなどの分野で活動しており2年連続県内最多の隊員数でございます。内、4名の隊員が今年度任期満了となり、令和8年度は「阿波和紙」の伝統技術の継承、オブスタクルスポーツの企画運営、鴨島駅前周辺のにぎわい創出、総合型地域スポーツの活動などの分野に新たに4名の隊員を募集しており、先般、1名の方の採用について内定を行ったところであります。

残りの3名につきましては、引き続き募集を行うとともに、隊員の皆さんがそれぞれの経験やスキルを活かし、斬新な視点で地域に根ざした活動に取り組んでいただけるよう、しっかりとサポートし、地域の活性化に繋げて参りたいと考えております。

次に、「地域活性化推進事業」について申し上げます。

本事業は、企業版ふるさと納税制度を活用し、事業者の専門性と人的資源による、主体的な地域活性化への取り組みを促進することで、活力あるまちづくりを目指す事業でございます。

具体的には、「第3期吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標達成に資する事業を行う事業者を公募し、審査を通じて事業を選定し、採択された事業につきましては、企業版ふるさと納税を活用し、賛同いただける企業から寄附を募ります。いただいた寄附金から必要経費を差し引いた残額の90%を翌年度に補助金として交付し、10%は市が実施する総合戦略の目標達成に資する事業に充てさせていただきます。

本事業により、地域の課題を解決し、活力あるまちづくりに向けて、官民が連携した取組を積極的に進めて参ります。

4点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

本市の持続的な発展と活性化を図るためには、新たな企業の立地を促進し、安定した雇用の場を創出していくことが極めて重要であり

ます。

現在、県では、次世代産業の中核として期待されるバッテリー関連産業の一大集積地を目指す「徳島バッテリーバレイ構想」が推進されており、本市においても、この大きな潮流を捉え、地域経済の新たな柱を築く好機とすべく、本市への企業立地を強力に後押しするため、本定例会において、企業立地促進条例の改正案を提出させていただきます。

また、企業の初期投資における最大の課題の一つである用地取得を支援するため、最大1億円を上限とする「用地取得費補助金」を創設いたします。これにより、初期投資への負担を大幅に軽減し、企業に対して、本市を進出先として選択いただける環境を整備して参ります。

加えて、デジタル化の進展や働き方の多様化に対応し、新たなビジネスと雇用を創出し地域経済を活性化するため、「吉野川市サテライトオフィス誘致事業補助金」を創設いたします。

本補助金は、市内に新たにサテライトオフィスを設置する事業者の経費を支援し、市外からのサテライトオフィス誘致を促進するものです。

これにより、IT関連など成長分野の企業を誘致し、市内での新規雇用創出、そして関係人口・交流人口の増加による地域経済の活性化を図ります。

多様な働き方を受け入れ、新たなビジネスが生まれるイノベーションの拠点となるよう、サテライトオフィスの誘致に取り組んでまいります。

5点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「快適な避難所生活環境確保事業」について申し上げます。

本市では、市地域防災計画に基づき、災害用備蓄品の整備を段階的に進めており、今年度も3月補正予算において、国の交付金を活用し、避難所における生活環境の改善を図るため、自動ラップ式トイレやハイブリッド発電機、ベビーケアルームの導入や防災備蓄倉庫の整備を行います。

今後におきましても、南海トラフ地震などの大規模災害を想定し

た避難所生活環境の向上に努めるとともに、整備した資機材等を市内各地区の自主防災会訓練や各種イベントなどで活用することで、市民の皆様の防災意識の向上を図って参ります。

次に、「防災行政無線親卓更新工事」について申し上げます。

現在、非常時における市民の皆様への情報伝達手段として活用する、防災行政無線が更新時期を迎えております。

防災行政無線システムは、国が運用するJアラートと連携するなど、大規模災害における迅速かつ正確な情報手段を確保する上で重要な役割を担うものでございます。

今後発生する可能性のある様々な大規模な災害に備え、機器の更新を行い、着実に防災機能の強化を図って参ります。

次に、「連携協定の締結」について申し上げます。

去る12月12日に、吉野川市と株式会社Jackery Japan（ジャクリ ジャパン）と、大規模災害時におけるポータブル電源などの優先的な供給などの安全・安心なまちづくりに資する取り組みを進める「災害時におけるポータブル電源等の提供に関する連携協定」を締結いたしました。

この協定により、大規模災害時における避難所の電源確保により、情報収集や通信手段の維持など、避難所の生活環境向上が期待されます。

今後におきましても、民間事業者との連携を深め、災害への備えを進め、市民の皆様の安全、安心に繋げて参りたいと考えています。

6点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」について申し上げます。

国では『自治体DX推進計画』において、自治体に取り組むべき重点事項の一つとして「自治体フロントヤード改革の推進」を掲げ

ております。

本市におきましても、この改革の一環として、昨年12月に、市民生活課の窓口「窓口番号案内表示システム」を導入し、窓口の混雑緩和や待ち時間の最適化に取り組んでおります。

また、本年3月下旬には、市民の皆様の申請手続きにおける筆記のご負担を軽減する「書かない窓口システム」の導入を進めており、加えて、新年度から、さらなる窓口サービスの向上を図るため、市民生活課窓口セルフレジ1台を設置する予定でございます。現在は、窓口でのお支払いは現金のみとなっておりますが、セルフレジの設置により手数料のキャッシュレス決済が可能となります。

これら一連の取組を通じまして、市民の皆様の利便性の向上及び行政運営の更なる効率化に向け、今後も鋭意努力してまいります。

次に、「LED化推進事業」について、申し上げます。

2017年（平成29年）「水銀に関する水俣条約」が発効し、2023年（令和5年）11月の「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」において水銀使用製品である蛍光灯の段階的な廃止が決定されました。

国においては、令和12年度までに国内で設置されている照明器具について、LED等の高効率照明の100%普及を目指し、導入を促進していることを踏まえ、本市においても、吉野川市温暖化対策実行計画で掲げる「温室効果ガスの排出量を令和12年度（目標年度）までに令和5年度（基準年度）比で5%削減」という目標達成に向け、令和8年度から市有施設等の照明機器のLED化に本格的に着手いたします。

このことにより、施設の維持管理における省電力・長寿命化による経費削減と、温室効果ガスの排出削減に繋げて参ります。

次に、「水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略の改訂」についてご説明申し上げます。

本市では、これまで「吉野川市水道事業ビジョン」および「吉野川市水道事業経営戦略」を策定し、本市水道事業の持続可能な経営

に向け事業の効率化と健全化に取り組んで参りました。

しかしながら、公営企業を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、特に、急速な人口減少や保有施設の老朽化に伴う更新需要の拡大といった課題が深刻化しております。

こうした状況を踏まえ、上下水道事業のより一層の経営健全化を図るため、有識者を交えた「吉野川市上下水道事業経営審議会」を昨年設置し、経営状況の詳細な分析と検証を行いました。その結果をもとに、パブリックコメントを経た上で、安定的かつ持続的な水道サービスを提供する指針として「水道事業ビジョン・経営戦略」を改訂した次第でございます。

本計画は、市民の皆様が安心して安全な水を利用できる環境を将来にわたり維持することを目的としております。

そのため、老朽化施設の更新や耐震化、災害対策を計画的に進めるとともに、事業の持続的な運営に必要な財源を確保するため、来年度からの料金改定を盛り込んでおり、この料金改定は、厳しい経営環境の中で持続可能な事業を運営するために必要不可欠な措置でございます。

今後は、本計画に基づき、経営の効率化と健全化に努めてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、本計画に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**次に、今定例会に提出しております案件につきまして、お手元の
一覧表に沿って、ご説明申し上げます。**

まず、報第1号から報第4号につきましては「報告案件」でございます。

報第1号「専決処分の承認を求めること」につきましては、令和7年度吉野川市一般会計補正予算(第6号)として、去る2月8日に行われた衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費を計上し、歳入歳出それぞれ**2,759万2千円**を追加することについて専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

報第2号から報第4号までは、市の施設が関係する事故についての専決処分の報告です。事故の概要等につきましては、議案書の専

決処分書をご高覧ください。

次に、議第2号から議第13号までは「条例関係議案」でございます。

まず、議第2号「吉野川市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定」及び議第3号「吉野川市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定」につきましては、

お金のかからない選挙制度の実現と立候補の機会均等を図るため、本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の経費の一部を公費により負担することについて必要な条例を定め、また、これらの選挙において候補者の氏名、経歴、政見等を選挙人に周知する選挙公報を発行することについて必要な条例を定めるものです。

次に、議第4号「吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定」から議第6号「吉野川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

国の旅費制度の見直しの内容に準じて、本市の職員等に対して支給する旅費及び費用弁償並びに実費弁償について、これらの支給内容及び支給対象の見直しを行うなど、所要の改正を行うものです。

次に、議第7号「吉野川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

国の人事院勧告や徳島県人事委員会勧告の内容のうち、令和8年度から施行される通勤手当の見直しについて、これらと権衡を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議第8号「吉野川市環境施設整備基金条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

当該基金を中央広域環境施設組合の一般廃棄物処理施設の解体費用等のうち、本市が負担すべきものの財源としたいため、所要の改正を行うものです。

次に、議第9号「吉野川市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

子育て支援の充実と福祉の向上を図るため、当該医療費の助成に係る自己負担金を廃止し、完全無償化にすることについて、所要の改正を行うものです。

次に、議第10号「吉野川市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

年齢が88歳を迎える方に対する長寿祝金の支給要件を誕生日基準に変更し、長寿祝金の支給日をそれぞれ支給要件を満たした日以後に変更することについて、所要の改正を行うものです。

次に、議第11号「吉野川市介護保険条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

介護保険法施行令の一部改正により、令和7年度の税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引き上げの影響を遮断し、令和8年度の第1号保険料に限り、当該控除が従前のものであり保険料を算定する仕組みとされたことから、給与所得控除の最低保障額の引き上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き市町村民税が非課税となるよう、令和7年中に給与所得控除の引き上げ分の範囲で就労調整を行った者に対する保険料の減免を行うことについて、所要の規定の整備を行うものです。

次に、議第12号「吉野川市環境保全条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、徳島県が県内全域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定したことに伴い、本市の区域は同法の適用を受けることとなったことから、同法とこの条例において重複して規制の対象としていたものを削除する等、所要の改正を行うものです。

次に、議第13号「吉野川市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

本市への企業立地を促進するため、指定要件の見直し等を行うことについて、所要の改正を行うものです。

次に、議第14号から議第17号までは「補正予算関係議案」で
ございます。

まず、議第14号「一般会計補正予算（第7号）」につきましては

- ・ エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等に対し、児童1人当たり2万円を給付することで経済的支援を行う「ひとり親家庭等生活支援給付金事業」に要する経費

859万2千円

- ・ 国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、避難所等での快適な生活環境の確保に必要な資機材を整備することにより、災害発生時における避難者の心身の健康維持を図る「快適な避難所生活環境確保事業」に要する経費

8,100万円

- ・ 国の学校施設環境改善交付金を活用し、鴨島地区中学校統合校舎改修事業や屋内運動場空調設備等整備事業などに要する経費

4億7,003万7千円

などを計上したほか、基金への積立金その他事業実績に伴う不用額の減額・財源調整など合わせて、

8億6,372万8千円を追加し、
補正後の予算総額を、**247億3,854万1千円**とするものです。

次に、議第15号「国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」
から議第17号「介護保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては

事業費の確定等により、

国民健康保険特別会計にあっては、**1,066万9千円**の追加

後期高齢者医療特別会計にあつては、**2, 864万6千円**の追加
介護保険特別会計にあつては、**1, 922万9千円**の減額
の補正を行うものです。

次に、議第18号から議第23号までは、「当初予算関係議案」
でございます。

議第18号「一般会計予算」につきましては、

予算額 **207億5,000万円**で、
前年度比 **6億1,500万円**、率にして2.9%の減となつ
ております。

主な内容としましては、新規事業及び拡大事業として、

- ・子どもはぐくみ医療費助成事業の完全無償化 (**1億6,190万円**)
- ・学校給食費無償化事業 (**1億7,709万4千円**)
- ・アメニティセンター受変電設備改修事業 (**3,488万1千円**)
- ・地域おこし協力隊事業 (**5,331万6千円**)
- ・サテライトオフィス誘致関連事業 (**161万3千円**)
- ・防災行政無線親卓更新事業 (**8,987万円**)
- ・市有施設照明LED化推進事業 (**2,846万9千円**)

などに係る経費を計上しております。

次に、議第19号「国民健康保険・特別会計予算」につきましては、

保険給付費、特定健康診査等事業費など、
45億1,697万6千円を計上し、
前年度比**3,944万4千円**、率にして0.9%の増となっております。

次に、議第20号「後期高齢者医療・特別会計予算」につきましては

広域連合納付金など、

8億7,230万4千円を計上し、

前年度比9,084万3千円、率にして11.6%の増となっております。

次に、議第21号「介護保険・特別会計予算」につきましては、

保険給付費、地域支援事業費など、

62億342万4千円を計上し、

前年度比2億100万3千円、率にして3.3%の増となっています。

次に、議第22号「水道事業会計予算」につきましては、

安全・安心な水を供給するための経費として、

収益的支出で、**7億390万1千円**、

資本的支出で、**6億1,488万5千円**を計上しています。

次に、議第23号「下水道事業会計予算」につきましては

各処理場における汚水処理に係る経費等として、

収益的支出で、**12億22万1千円**、

資本的支出で、**14億3,106万5千円**を計上しています。

次に、議第24号から諮第5号までは、「その他議案」でございます。

議第24号「損害賠償の額の決定」につきましては、

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき標準準拠システムへ移行するに当たり、現在契約中のクラウドサービスに係る契約期間を変更する必要が生じたため、これに伴う損害賠償の額について議会の議決を求めるものです。

次に、議第25号「吉野川市過疎地域持続的発展計画」につきましては、

本年3月31日をもって、令和3年度に策定した吉野川市過疎地

域持続的発展計画が計画期間を経過することから、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議第26号「市道路線の認定」及び議第27号「市道路線の変更」につきましては、

宅地開発のために新設された道路の寄附を受理したことに伴い、当該道路の認定及び変更をそれぞれ行うものです。

次に、諮第1号から諮第5号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めること」につきましては、

4名の人権擁護委員の任期満了、1名の人権擁護委員の辞任に伴い、それぞれその後任者を推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。